

認可保育所などの  
**入園 転園 延長保育**  
**申し込み受け付け(令和6年4月分)**

令和6年4月から認可保育所・認定こども園(長時間・保育所部分)・地域型保育事業(小規模保育事業・事業所内保育事業)に入園・転園・月極延長保育を希望する方の申し込みを受け付けます。

**令和6年度保育園のごあんない**

**配布場所**

区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、子ども家庭支援センター「きらら中央」  
 ◎区HPでもご覧いただけます。



◀令和6年度保育園のごあんない

**別表1**

**(1)対象**

| 申し込み資格     | 就労または疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難、かつ集団保育が可能な子どもの保護者 |       |                     |
|------------|--|-------|---------------------|
| 対象クラス      | 生年月日   | 対象クラス | 生年月日                |
| 0歳児(57日以上) | 令和5年9月2日～令和6年2月4日                                      | 3歳児   | 令和2年4月2日～令和3年4月1日   |
| 0歳児(7カ月以上) | 令和5年4月2日～令和5年9月1日                                      | 4歳児   | 平成31年4月2日～令和2年4月1日  |
| 1歳児        | 令和4年4月2日～令和5年4月1日                                      | 5歳児   | 平成30年4月2日～平成31年4月1日 |
| 2歳児        | 令和3年4月2日～令和4年4月1日                                      |       |                     |

**(2)申し込み方法**

(令和6年1月・2月入園(転園)の受付期間は、4月入園(転園)(第1回)と同様です)

| 受付期間            |              |
|-----------------|--------------|
| 12月             | 10月2日～31日    |
| 令和6年1・2・4月(第1回) | 10月2日～11月30日 |
| 令和6年4月(第2回)     | 令和6年2月1日～14日 |

- ◎申し込みに関する全ての書類は、受付期間内に提出してください。
- ◎4月入園(転園)(第2回)利用調整は、4月入園(転園)(第1回)で内定しなかった方、4月入園(転園)(第2回)受付期間中に新たに申し込んだ方を対象に行います。
- ◎居宅訪問型保育事業の利用調整は、4月入園(転園)(第2回)利用調整後に行います。
- ◎土・日曜日、祝日は除きます。ただし、区内認可保育所などでは土曜日でも申し込みを受け付けます。

| 受付場所  |
|---|
| 区役所6階保育課保育入園係、日本橋・月島特別出張所、中央区保健所、日本橋・月島保健センター、区内認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所・事業所内保育事業所 |

- ◎受付時間は午前8時30分～午後5時
- ◎区内認可保育所などのうち、新規開設する園では受け付けをすることはできません。
- ◎郵送でも受け付けています(申込締め切り日午後5時(必着))。特定記録郵便などの利用をお願いします。
- ◎マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請も受け付けています。
- ◎マイナポータル「びったりサービス」によるオンライン申請の申込締め切り日は、利用希望月の申込締め切り日の7日前までとなります。

◀びったりサービスによるオンライン申請

| 必要書類                       |   |
|----------------------------|---|
| 入園を希望する方                   | ①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所入所申込書<br>②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書の写し、母子健康手帳の写しなど) |
| 転園を希望する方                   | ①保育所転園申込書<br>②保育の必要性を証明する書類(就労証明書、診断書の写し、母子健康手帳の写しなど)                     |
| 月極延長保育を希望する方               | ①月極延長保育申込書<br>②就労証明書<br>③直近3カ月の会社を退勤した時間が分かる書類                            |
| 新年度分の申し込みをしており希望園・順位を変更する方 | 子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書兼申請内容変更届   |

- ◎家庭の状況によって必要書類が異なる場合があります。必ず「令和6年度保育園のごあんない」で詳細をご確認ください。
- ◎「保育の必要性を証明する書類」は、令和5年10月2日以降に発行されたものをご提出ください。
- ◎海外で生活していたなどの理由により日本で課税されていない方は、年間収入申告書(会社発行の給与支給証明書を添付)をご提出ください。

☎保育課保育入園係 ☎(3546)5227・9587・5387

**対象・申し込み方法**

別表1のとおり  
**[初めて認可保育所などに申し込む方]**

認可保育所などの申し込みに関する手続きの方法や必要書類などを記載している「令和6年度保育園のごあんない」をご覧ください。  
**[令和6年2月4日までに出生予定の方]**

出生前に4月入園の申し込みができます。

申し込みには、通常の申し込みに必要な書類の他、母子健康手帳(表紙と分娩予定日が記載されたページ)の写しが必要です。

令和6年2月4日までに生まれた場合は4月入園の利用調整の対象になりますが、当該日までに生まれなかった場合は、5月入園の利用調整からの対象となります。

お子さんの出生届を提出後、速やかに園へ出生証明書の写しをご提出ください。

入園の内定後も書類の提出がない場合は、内定取り消しになります。

**[転園を申し込む方]**

転園の申し込み後、転園先に内定した場合は、元の保育園には戻れず、退園となります。そのため、転園を辞退する場合は、通っている保育園も退園となります。転園の意思がなくなったときは、保育所入所(転園)申込取下届を速やかに提出してください。取り下げとなるのは、提出日の直近の締め切り日となる希望月からとなります。

**[既に入園・転園・月極延長保育を申し込んでいる方]**

現在の申し込みは、令和5年度内に限り有効です。ただし、年度内であっても支給認定証の有効期間が切れた場合は、申し込みも有効期限切れになります。

令和6年度も引き続き入園などを希望する場合は、受付期間内に改めて申し込みが必要です。

**[12月、令和6年1・2月入園(転園)の申し込み]**

12月、令和6年1・2月入園(転園)の申し込み方法は、4月入園(転園)と同じです。

◎受付期間は別表1のとおり

申し込みをすることで、4月以降も有効として取り扱います。なお3月入園(転園)の取り扱いはありません。

**申し込み後の注意事項**

申込時から家庭や就労などの状況に変更があった場合は、申込締め切り日後であっても速やかに園へご連絡ください。

**認可保育所などの新規開設予定**

令和6年4月に月島地域に4園の私立認可保育所・私立認定こども園が開設される予定です(別表2)。

中央区認可保育施設一覧▶



**保育園入園出張相談**

事前の申し込みは不要です。保育園の入園に関して相談したいことがある方は、ぜひお越しください。日時・会場は区HPをご覧ください。

保育園入園出張相談▶



**別表2 新規開設園一覧**

| 施設名(仮称)  | 運営事業者         | 開設予定地                | 定員(開設時) | 対象歳児       | 問い合わせ先   |
|--|---------------|----------------------|---------|------------|--|
| さくらさくみらいパークタワー 勝どき                             | (株) さくらさくみらい  | 勝どき4(建築中のため住居番号未定)2階 | 30人     | 5歳児<br>1歳児 | 開設準備室<br>☎(6457)9539<br>✉info@sakura39.jp              |
| ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE (本園・分園) | (株) ポピンズエデュケア | 晴海5(建築中のため住居番号未定)1階  | 124人    | 5歳児        | 開設準備室<br>☎(3447)2102<br>✉shinkien_kikaku@poppins.co.jp |
| ポピンズナーサリースクール さらさら HARUMI FLAG                 | (株) ポピンズエデュケア | 晴海5(建築中のため住居番号未定)3階  | 100人    | 5歳児        | 開設準備室<br>☎(6204)2620<br>✉kodomoen@shibuharu.jp         |
| 渋谷教育学園 晴海西こども園                                 | (学) 渋谷教育学園    | 晴海4-8-1              |         | 5歳児<br>1歳児 | 開設準備室<br>☎(6204)2620<br>✉kodomoen@shibuharu.jp         |

- ◎開設時期、定員は変更になる場合があります。なお、令和7年度以降、順次定員を拡大する予定です。
- ◎定員の内訳は「令和6年度保育園のごあんない」をご覧ください。
- ◎渋谷教育学園晴海西こども園の定員は、保育所部分のみの数字です。
- ◎晴海西小学校の通学区域外にお住まいの方は、渋谷教育学園晴海西こども園の卒園を理由に晴海西小学校へ入学することはできません。

**日本橋中学校仮校舎整備に関する  
 住民説明会**

日本橋中学校は、人口増加に伴う生徒数の増加により教室不足が見込まれるため、校舎の改築を行います。改築に当たっては、浜町公園内に仮校舎を整備し、生徒の教育環境を確保していきます。仮校舎整備の概要と、整備による近隣や公園利用など

への影響をお知らせするため、説明会を開催します。

- 日時**
- ・1回目 10月19日(木) 午後7時30分～
  - ・2回目 10月20日(金) 午前9時～

- ・3回目 10月21日(土) 午後2時～
  - ・4回目 10月21日(土) 午後6時30分～
- ◎時間は1時間程度(予定)です。
- 会場**  
 総合スポーツセンター第2競技場
- 定員**  
 各回200人(先着順)
- 持ち物**  
 ・室内履き

- ・ビニール袋(外履き保管用)
- 申し込み方法**  
 9月25日午前9時～10月13日に電子申請で申し込む。
- ☎・説明会について  
 学務課調整担当  
 ☎(6278)8163
- ・仮校舎整備について  
 学校施設課施設設計画担当  
 ☎(3546)5308 ▲区HP